

南幌町都市公園及び南幌町営野球場  
指定管理者募集要項

南 幌 町

平成28年9月

## 目 次

- 1 指定管理者の募集
- 2 対象施設の名称及び概要
- 3 指定管理者が行う業務内容
- 4 業務に係る経費に関する事項
- 5 指定期間
- 6 指定管理者が行う管理の基準
- 7 指定管理者と南幌町の責任分担等
- 8 申請者の資格等
- 9 公募スケジュール
- 10 申請方法
- 11 指定管理者の候補者の選定
- 12 指定管理者の候補者選定後における手続き等
- 13 協定で定める事項
- 14 その他留意事項
- 15 配布資料
- 16 問い合わせ先

### 添付資料

- ・指定管理箇所図

## 南幌町都市公園及び南幌町営野球場指定管理者募集要項

### 1 指定管理者の募集

南幌町では、南幌町都市公園及び南幌町営野球場の指定管理期間満了（平成29年3月31日）に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2及び南幌町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年南幌町条例第38号）第2条の規定に基づく指定管理者を次のとおり募集します。

### 2 対象施設の名称及び概要

#### （1）施設の名称、所在地等

- 都市公園 別紙1「管理公園名及び施設概要一覧表」のとおりです。
- 町営野球場 別紙2「町営野球場施設概要一覧表」のとおりです。

### 3 指定管理者が行う業務内容

#### （1）都市公園の維持管理運営に関する業務

- ア 南幌町都市公園条例（昭和58年南幌町条例第8号）第25条第2項に規定する業務とする。
- イ 「南幌町都市公園指定管理業務仕様書」による。

#### （2）町営野球場の維持管理運営に関する業務

- ア 南幌町営野球場設置管理条例（昭和55年南幌町条例第16号）第8条第2項に規定する業務とする。
- イ 「南幌町営野球場指定管理業務仕様書」による。

### 4 業務に係る経費に関する事項

#### （1）管理運営の経費

町は、本業務実施の対価として、指定管理者に対して施設の管理業務に要する費用（以下「指定管理料」という。）を予算の範囲内で支払います。

指定管理料の額及び支払時期については、指定管理者と協議のうえ協定で定めます。

施設の管理業務に係る収入・支出の経理は、必要な帳簿を作成し、他と独立して管理することとし、出入金の管理は、施設の管理に係る独自の口座により管理してください。

#### （2）利用料金制度の採用

地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく「利用料金制度」を採用します。

指定期間における当該施設の利用料金については、指定管理者の収入とします。

なお、この利用料金の額については、「運動施設の設置及び管理に関する条例（平成7年南幌町条例第18号）」及び「南幌町営野球場設置管理条例」で定める額の範囲内において、町長の承認を得て指定管理者が定めることができます。

## 5 指定期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日（5年間）

## 6 指定管理者が行う管理の基準

適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項は次のとおりとします。

### (1) 施設管理の基準

休業日、利用時間等は指定管理者が決定することとなります。

### (2) サービスの向上及び維持管理

施設を常に清潔に保つとともに、利用者に対するサービスの向上を常に図り、利用者の増加に努めてください。

施設設備及び物品の維持管理を適切に行ってください。

### (3) 業務の一括委託の禁止

指定管理者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請負わせることはできません。

ただし、指定管理業務の一部を委託する場合で、あらかじめ町長の承認を受けたときはこの限りではありません。

### (4) 個人情報の取り扱い

指定管理者は、個人情報の適正管理に関して南幌町個人情報保護条例（平成12年南幌町条例第34号）第42条の規定により、施設の管理にあたり個人情報を取り扱う場合には、その扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。

### (5) 情報公開

指定管理者は、南幌町情報公開条例（平成12年南幌町条例第33号）第29条の規定により、保有する文書であって自己が管理する施設に関するものの公開に努めなければなりません。

### (6) 関係法令の遵守

指定管理者は、管理運営を行うにあたっては、関係法令及び条例等を遵守し、業務を遂行しなければなりません。

## 7 指定管理者と南幌町の責任分担等

指定管理者と南幌町の責任分担（リスク分担）については、別紙3のとおりとします。

## 8 申請者の資格等

### (1) 申請資格

団体であること。ただし、法人格の有無は問いません。

### (2) 申請の制限

団体又はその代表者が次の各号に該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本町における一般競争入札等の参加を制限されている者
  - エ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
  - オ 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、同法第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
  - カ 国税及び地方税を滞納している者
  - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者
- (3) 必要な条件等
- ア 類似業務の経験を有する町内に主たる事務所を有する団体・事業者及び新たに町内に主たる団体・事務所を設立する者であること。
  - イ 上記の類似業務とは、公園の管理業務及び芝生並びに樹木の維持管理等の業務とする。
- (4) 複数の法人等でグループを構成し応募する場合
- ア 複数の団体により構成されたグループにより応募することができます。ただし、単独で応募した団体は、グループによる応募の構成団体となることはできません。また、同時に複数のグループの構成団体になることはできません。
  - イ グループで応募する場合は代表団体を定めてください。
  - ウ グループで応募する場合は、各構成団体について（2）と（3）の資格が必要となります。

## 9 公募スケジュール

- (1) 募集公告  
平成28年9月15日（木）
- (2) 募集要項等の配布  
平成28年9月15日（木）～平成28年9月30日（金）  
※ 募集要項等申請関係書類は、都市整備課土木グループの窓口で配布します。  
また、南幌町ホームページからダウンロードできます。  
ホームページアドレス <http://www.town.nanporo.hokkaido.jp>
- (3) 募集に関する質問書の受付  
平成28年9月15日（木）～平成28年10月14日（金）
- (4) 募集に関する質問書の回答（随時）  
募集要項等の内容に関する質問は、質問書により行ってください。  
提出方法は、郵送のほか、ファクシミリ、メールでも可としますが、電話（口頭）による質問は受け付けません。ただし、日程等の軽易な質問はこの限りではありません。  
なお、質問に対する回答は、ファクシミリ又はメールにて回答します。

## (5) 業務説明会

日時：平成28年10月18日（火）午後1時30分

場所：南幌町役場 会議室

※ 業務説明会に参加する場合は、10月14日（金）までに業務説明会参加申込書を提出してください。

提出方法は、郵送のほか、ファクシミリ、電子メールでも可とします。あて先は、問合せ先と同じです。

なお、業務説明会参加申込書を提出された団体には、電話にて出席確認の連絡をいたします。

※ 当日は時間厳守でお集まりください。いかなる理由でも説明会への途中出席は認めません。

※ 業務説明会への出席は、指定申請の必須条件とします。

## 10 申請方法

### (1) 申請書類

申請にあたっては、南幌町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年南幌町規則第15号）第4条に掲げる書類を提出しなければなりません。

ア 第1号様式の申請書

イ 施設管理に係る業務の計画書

業務計画書には、次の事項を掲載すること。

- ・施設の管理運営に係る基本方針
- ・指定期間内の年度ごとの業務内容
- ・業務の具体的実施要領（管理と運営）
- ・人員体制等、その他

ウ 施設管理に係る収支の計画書

指定期間内の年度ごとの収支予算書を記載すること。

エ 申請資格を有していることを証する書類

- ・法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
- ・非法人にあつては、団体の代表者の身分証明書
- ・定款、寄付行為、規約その他これらに相当する書類
- ・第2号様式による申請資格に関する申立書
- ・国税及び地方税の納税証明書（募集要項の配布開始日以降に交付されたもの。）  
又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書（第2号様式）
- ・暴力団又は暴力団関係事業に関係しない旨の誓約書

オ 当該団体の経営状況を証明する書類

- ・前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ。）
- ・前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成している団体

のみ。)

- ・現事業年度の収支予算書及び事業計画書（既に財産的取引活動をしている団体及び新たに指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を開始する団体のみ。)
- ・団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書
- ・団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

## (2) 提出部数

正本1部、副本10部を提出してください。

## (3) 留意事項

- ア 申請1団体につき1申請とします。
- イ 申請に関し必要な費用は、申請者の負担となります。
- ウ 提出された申請書類の内容を変更することはできません。
- エ 担当課が提供した資料等は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。
- オ 提出された書類は、返却いたしません。提出された書類は、本事業者選定の実施に関する報告等のため必要な場合を除き、申請者の許可を得なければ公表しません。
- カ 書類等に虚偽又は不正があった場合は、失格とします。
- キ 申請書類提出後の申請を取り下げの場合は、辞退届を提出して下さい。
- ク 申請者名は、選定後にすべて公表します。
- ケ 提出書類の規格は、出来合いのパンフレット等を除き全てA4版とします。

## (4) 申請の手続

### 1) 提出方法

- ア 申請書類は、持参提出とします。
- イ 提出の際は、必ず提出書類一覧表を添付してください。

### 2) 提出場所

南幌町都市整備課土木グループ

〒069-0292 北海道空知郡南幌町栄町3丁目2番1号

### 3) 申請書類の受付期間

平成28年10月18日(火)～平成28年11月2日(水)までの間(土・日・祝日は除く)の午前8時30分から午後5時とします。

## 1.1 指定管理者の候補者の選定

### (1) 選定方法

指定管理者候補者の選定は、第1次及び第2次の二段階審査で実施します。審査及び選定は、「南幌町指定管理者選定委員会幹事会（以下「幹事会」という。）及び「南幌町指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行い、町長が決定します。

#### ア 第1次審査（要件審査）

第1次審査は、資格等の要件審査を行います。資格要件等を満たした団体が通過します。審査の結果は、応募者全てに郵送でお知らせします。

## イ 第2次審査

第1次審査通過者については、申請関係書類並びにプレゼンテーションにより、事業計画の内容、施設の管理能力等を総合的に審査します。

### (2) 選定基準

次に掲げる基準に照らし、最も適当と認める申請者を指定管理者の候補者として選定します。

ア 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。

イ 業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。

ウ 業務計画書に沿った施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有していること。

エ 収支計画書が、施設を管理運営する上で適切な内容となっていること。

### (3) 選定結果の通知及びスケジュール

選定結果については、申請者全員に文書で通知します。

ア プレゼンテーションの実施

平成28年11月中旬

※ 第1次審査通過者が対象となります。詳細については、改めて連絡いたします。

イ 指定管理者候補者の決定（選定委員会審査結果を受け決定）

平成28年11月中旬を予定

ウ 選定結果を申請者に通知

平成28年11月中旬を予定

エ 候補者を指定管理者に指定する議案提出（議会の議決により決定）

平成28年12月上旬を予定

## 1.2 指定管理者の候補者選定後における手続き等

### (1) 候補者との協議

ア 指定管理者候補者と当該施設の管理運営業務の細目について協議を行い、協議が整った場合は、その内容を仮協定として締結します。この場合、町は指定管理者候補者の提案に対して必要に応じ提案内容の趣旨を変更しない範囲内において、修正を求めることができるものとし、町からの修正の求めがあった場合、指定管理者候補者は修正に応じなければなりません。

イ 修正協議が整わない場合には、選定委員会の審査において次点となった申請者を指定管理者候補者として協議を行います。

### (2) 指定管理者の決定

ア 協議が整った指定管理者候補者については、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者として指定する議案（指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地、指定管理者に指定する団体等の名称及び住所、指定の期間）を南幌町議会に提出し、議決後に指定管理者として指定します。

イ 指定にあたっては、指定管理者候補者に文書で通知するとともに公表をします。



ウ 南幌町議会への提案は、平成28年12月上旬頃を予定しています。

(3) 指定管理者との協定書の締結

指定管理者の指定を受けた団体は、町長と施設の管理に関する協定を平成28年12月中旬までに締結しなければなりません。なお、指定管理者の移行は、平成29年4月1日からとなります。

(4) スケジュール

ア 仮協定書の締結

平成28年11月下旬

イ 候補者を指定管理者に指定する議会議案提案

平成28年12月上旬

ウ 指定管理者の指定の公表

議会議決の日の翌日以降

エ 協定書の締結

議会議決の日の翌日から平成28年12月中旬

### 1.3 協定で定める事項

協定で定める事項については、次の事項を予定しています。

ア 指定期間に関する事項

(平成29年4月1日～平成34年3月31日)

イ 業務計画に関する事項

ウ 利用料金に関する事項

エ 事業報告及び業務報告に関する事項

- ・管理業務の実施状況
- ・利用状況及び利用拒否等の件数・理由
- ・利用料金の収入実績
- ・管理経費の収支状況

オ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

カ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

キ 公の施設の維持補修に係る責任の分担及び公の施設の管理に伴い取得した物品等に関する事項

ク 損害賠償に関する事項

ケ その他町長が必要と認める事項

### 1.4 その他留意事項

(1) 指定の取消し及び協定の解除

指定管理者が次の事項に該当するときは、指定の取消し、業務の停止、協定の解除等を行うことがあります。

ア 指定管理者が協定に違反したと認めるとき。

- イ 業務開始前に財務状況の悪化等により事業の履行が困難であると認められるとき。
- ウ 社会的信用失墜などにより指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- エ その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるとき。

(2) 選定委員との接触の禁止

申請者は、選定委員に対し、本件申請についての接触をしてはなりません。接触の事実が認められた場合は、失格となることがあります。

(3) 申請者名の公表

選定結果として申請者名、審査結果の概要等を公表します。

(4) 建物・敷地

建物・敷地については、無料使用賃貸を原則とします。

(5) 従業員の雇用等

雇用及び物資調達については、可能な限り地元から採用、調達してください。

## 1 5 配布資料

- (1) 申請に係る様式
- (2) 南幌町都市公園及び南幌町宮野球場指定管理者募集要項資料

## 1 6 問い合わせ先

〒069-0292 北海道空知郡南幌町栄町3丁目2番1号  
南幌町 都市整備課土木グループ  
E-mail: g-doboku@town.nanporo.hokkaido.jp  
電話 011-378-2121 FAX 011-378-2131